



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 12 日 (火)  
第 8 4 7 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等 (174) (情報政策課) . . . . . 2 生活保護法による医療機関の指定 (175) (福祉保健課) . . . . . 2 生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (176) (〃) . . . . . 2 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (177) (障がい福祉課) . . . . . 2 大規模小売店舗の新設の届出 (178) (経済通商総室) . . . . . 3 種畜証明書の交付 (179) (畜産課) . . . . . 4 保安林の指定の解除予定 (180) (森林・林業総室) . . . . . 5 都市計画法第66条による告示 (181) (道路建設課) . . . . . 6 土砂災害警戒区域の指定 (182) (治山砂防課) . . . . . 6 土砂災害警戒区域の名称の変更 (183) (〃) . . . . . 7 土砂災害警戒区域の図面の変更 (2件) (184・185) (〃) . . . . . 7 土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) (186・187) (〃) . . . . . 9 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (188) (東部総合事務所県民局) . . . . . 12 指定居宅サービス事業者の指定 (189) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 12 指定居宅介護支援事業者の指定 (190) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 13 指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (191) (〃) . . . . . 13 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (192) (日野総合事務所県民局) . . . . . 13
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 14
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 15

# 告 示

## 鳥取県告示第174号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則（平成23年鳥取県規則第67号）	第5条第1項	特定歴史公文書等閲覧（視聴）請求書	平成25年3月13日
		特定歴史公文書等複写等請求書	〃

## 鳥取県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
面谷内科・循環器内科クリニック	米子市道笑町四丁目221-1	平成25年3月1日
すずらん薬局	米子市道笑町四丁目222-1	〃

## 鳥取県告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
フジモト薬局	鳥取市行徳町一丁目103	平成24年12月15日
面谷内科・循環器内科クリニック	米子市昭和町71-1	平成25年2月28日
すずらん薬局	米子市昭和町71-4	〃

## 鳥取県告示第177号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成25年 3 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
おしどり調剤薬局有限会社 代表取締役 宇田 勲	米子市尾高 1386	すずらん薬局	米子市道笑町四丁目 222-1	精神通院医療	平成25年 3 月 1 日

**鳥取県告示第178号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年 3 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）テックランド鳥取2号店  
鳥取市大杵217外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - （1）大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇  
群馬県高崎市栄町1-1
  - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇  
群馬県高崎市栄町1-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年11月5日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,193平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - （1）駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 182台
  - （2）駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 69台
  - （3）荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 面積 52.0平方メートル
  - （4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ア 位置 8 の書類に記載のとおり
- イ 容量 51.04立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 2か所
    - イ 位置 8 の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成25年 3 月 4 日
- 8 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間  
平成25年 3 月12日から 4 月間
- 10 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 11 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第179号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、同法第 4 条第 1 項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成25年 3 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
31231020 001	トットリ デー 2082	デュロック 種	平成24年 2月11日	鳥取県 西伯郡 南部町	トットリ デー 9028	トットリ デー 9413	2 級	西伯郡南部町 鳥取県農林総合研究所中小家畜試験場
31231020 002	トットリ デー 2115	〃	平成24年 2月25日	〃	トットリ デー 9147	トットリ デー 9035	〃	〃

10260095 228	虎繁2265	黒毛和種	平成22年 8月12日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	光平照	ふじかげ 1142	1級	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
10270096 314	知牛2334	〃	平成23年 7月29日	〃	菊知恵	みつてるひ ら3	2級	〃
10270096 321	緑力2335	〃	平成23年 7月31日	〃	第6栄	きたしげふ く	〃	〃
10270096 369	仁桁2339	〃	平成23年 8月7日	〃	菊花国	わかまさ	〃	〃
10270096 574	紅樽2347	〃	平成23年 8月24日	〃	若茂勝	ちよまい 1212	〃	〃
10270096 604	山詠2350	〃	平成23年 8月28日	〃	安秀165	ふじてる2	〃	〃
10270096 659	青旅2353	〃	平成23年 8月29日	〃	北乃大福	はるじろう	〃	〃
10270096 741	虎殿2356	〃	平成23年 9月6日	〃	光平照	てるふくき く2	〃	〃
10270096 758	虎坪2357	〃	平成23年 9月7日	〃	〃	しょうわふ く1	〃	〃
11362496 883	空柔2367	〃	平成23年 9月22日	〃	藤北景	はなえ	〃	〃
11362496 906	緑襟2368	〃	平成23年 9月26日	〃	第6栄	きたづる	〃	〃
11362496 913	畦株2369	〃	〃	〃	北平安	ひさいん	〃	〃
11362496 975	虹聖2374	〃	平成23年 9月28日	〃	紋次郎	やすみつ	〃	〃

### 鳥取県告示第180号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字久原字寺谷942の217、942の221
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

- 3 解除の理由  
林道用地とするため

### 鳥取県告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 3・5・3号美萩野覚寺線及び3・3・5号祢宜谷賀露線
- 2 施行者の名称  
鳥取県
- 3 事務所の所在地  
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
鳥取市千代水二丁目並びに安長字平森、字東魚尾、字正ヶ坪、字秋里田、字行水、字八本松及び字洲ヶ本地内
- (2) 使用の部分  
変更なし

### 鳥取県告示第182号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
津無地区（38）、古市地区（39）、高山地区（40）、加瀬木地区（41）、加茂地区（43）、河本（余戸）地区（44）、加茂地区（110）、高足地区（111）、高山地区（120）、東津無地区（127）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第183号**

平成21年鳥取県告示第195号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る土砂災害警戒区域の名称を次のとおり変更したので、告示する。

平成25年 3 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更前	変更後
鳥取市	土石流	万蔵谷（Ⅰ－１－１－14－7）	万蔵谷川（Ⅰ－１－１－14－7）
		上寺尾谷（Ⅰ－１－１－14－32）	上寺尾谷川（Ⅰ－１－１－14－32）
		長沢の谷（Ⅰ－１－１－14－33）	長沢の谷川（Ⅰ－１－１－14－33）
		イヤノ谷（Ⅰ－１－１－14－35）	イヤノ谷川（Ⅰ－１－１－14－35）
		寺谷（Ⅰ－１－１－14－36）	寺谷川（Ⅰ－１－１－14－36）
		上大井谷（Ⅱ－１－１－14－10）	上大井谷川（Ⅱ－１－１－14－10）
		上万蔵谷（Ⅱ－１－１－14－11）	上万蔵谷川（Ⅱ－１－１－14－11）
		下山根（Ⅱ－１－１－14－12）	下山根川（Ⅱ－１－１－14－12）
		下モ裏（Ⅱ－１－１－14－13）	下モ裏川（Ⅱ－１－１－14－13）

**鳥取県告示第184号**

平成21年鳥取県告示第100号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備えて縦覧に供する。

平成25年 3 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 図面を変更した土砂災害警戒区域

安蔵谷川（Ⅰ－１－１－13－1）、柿木谷川（Ⅰ－１－１－13－2）、家ノ谷川（Ⅰ－１－１－13－3）、谷ノ奥川（Ⅰ－１－１－13－4）、小谷川（Ⅰ－１－１－13－5）、下平川（Ⅰ－１－１－13－6）、野間谷川（Ⅰ－１－１－13－7）、旭谷川（Ⅰ－１－１－13－8）、旭ヶ丘谷川（Ⅰ－１－１－13－9）、北用瀬谷川（Ⅰ－１－１－13－10）、三角谷川（Ⅰ－１－１－13－11）、紺屋川（Ⅰ－１－１－13－12）、用瀬谷川（Ⅰ－１－１－13－13）、杉谷川（Ⅰ－１－１－13－15）、イヤ谷川（Ⅰ－１－１－13－16）、宮谷川（Ⅰ－１－１－13－17）、山ノ谷川（Ⅰ－１－１－13－18）、小谷谷川（Ⅰ－１－１－13－19）、余井谷川（Ⅰ－１－１－13－20）、美成谷川（Ⅰ－１－１－13－21）、東古谷川（Ⅰ－１－１－13－22）、金屋下谷川（Ⅰ－１－１－13－23）、金屋上谷川（Ⅰ－１－１－13－24）、樟原谷川（Ⅰ－１－１－13－25）、上樟原谷川（Ⅰ－１－１－13－26）、洗足谷川（Ⅰ－１－１－13－27）、川中谷川（Ⅰ－１－１－13－28）、宮原谷川（Ⅰ－１－１－13－31）、下宮原谷川（Ⅰ－１－１－13－32）、西谷川（Ⅰ－１－１－13－33）、山口谷川（Ⅰ－１－１－13－34）、下ヶ谷川（Ⅰ－１－１－13－35）、西ヶ谷川（Ⅰ－１－１－13－36）、水尾谷川（Ⅰ－１－１－13－37）、西江谷川（Ⅰ－１－１－13－38）、大久保谷川（Ⅰ－１－１－13－39）、持谷川（Ⅰ－１－１－13－40）、左夏明谷川（Ⅰ－１－１－13－41）、右夏明谷川（Ⅰ－１－１－13－42）、芋ヶ谷川（Ⅰ－１－１－13－43）

－43)、長命谷川(Ⅰ－1－1－13－44)、大林川(Ⅰ－1－1－13－45)、鹿の谷川(Ⅰ－1－1－13－47)、安岡谷川(Ⅰ－1－1－13－48)、家奥谷川(Ⅰ－1－1－13－49)、十郎谷川(Ⅰ－1－1－13－50)、奥家谷川(Ⅰ－1－1－13－51)、家谷川(Ⅰ－1－1－13－52)、妙見谷川(Ⅰ－1－1－13－54)、一ノ谷川(Ⅰ－1－1－13－55)、大宝谷川(Ⅰ－1－1－13－56)、六郎木谷川(Ⅰ－1－1－13－59)、堤谷川(Ⅰ－1－1－13－60)、上エノ山谷川(Ⅰ－1－1－13－61)、黄蓮谷川(Ⅰ－1－1－13－62)、東井谷川(Ⅰ－1－1－13－63)、美フケ谷川(Ⅰ－1－1－13－64)、堤谷川(Ⅰ－1－1－13－65)、柚谷川(Ⅰ－1－1－13－66)、向山谷川(Ⅰ－1－1－13－67)、上美フケ谷川(Ⅰ－1－1－13－68)、馬路谷川(Ⅱ－1－1－13－1)、下土居谷川(Ⅱ－1－1－13－2)、瀬谷川(Ⅱ－1－1－13－3)、三本松谷川(Ⅱ－1－1－13－4)、幸ノ神谷川(Ⅱ－1－1－13－5)、尾花谷川(Ⅱ－1－1－13－6)、横谷川(Ⅱ－1－1－13－7)、小畑谷川(Ⅱ－1－1－13－12)、下水尾谷川(Ⅱ－1－1－13－13)、北江谷川(Ⅱ－1－1－13－14)、釜谷川(Ⅱ－1－1－13－16)、青滑谷川(Ⅱ－1－1－13－17)、オケ谷川(Ⅱ－1－1－13－18)、梨木谷川(Ⅱ－1－1－13－19)、向イ原谷川(Ⅱ－1－1－13－20)、山根地区(Ⅰ－483)、向イ田地区(Ⅰ－484)、下屋住地区(Ⅰ－485)、山口地区(Ⅰ－486)、川中地区(Ⅰ－487)、宮原地区(Ⅰ－488)、樟原地区(Ⅰ－489)、上ノ坂道地区(Ⅰ－490)、川崎地区(Ⅰ－491)、小谷川地区(Ⅰ－492)、岩山地区(Ⅰ－493)、用瀬地区(Ⅰ－494)、美成地区(Ⅰ－495)、馬路地区(Ⅰ－496)、塚の原地区(Ⅰ－1134)、旭ヶ丘地区(Ⅰ－1135)、下平地区(Ⅰ－1136)、下土居地区(Ⅰ－1137)、鷹狩地区(Ⅰ－1300)、鷹狩B地区(Ⅰ－1301)、馬路B地区(Ⅰ－1302)、用瀬B地区(Ⅰ－1303)、松原地区(Ⅰ－1304)、青滑地区(Ⅰ－1305)、川中B地区(Ⅰ－1306)、田尻地区(Ⅰ－人工15)、マチ浦地区(Ⅰ－人工17)、鷹狩C地区(Ⅱ－2410)、鷹狩D地区(Ⅱ－2411)、下平B地区(Ⅱ－2412)、岩山B地区(Ⅱ－2413)、用瀬C地区(Ⅱ－2414)、用瀬D地区(Ⅱ－2415)、用瀬E地区(Ⅱ－2416)、用瀬F地区(Ⅱ－2417)、古用瀬地区(Ⅱ－2418)、上土居地区(Ⅱ－2419)、奥家奥地区(Ⅱ－2420)、奥家奥B地区(Ⅱ－2421)、家奥地区(Ⅱ－2422)、家奥B地区(Ⅱ－2423)、鹿の子地区(Ⅱ－2424)、金屋地区(Ⅱ－2425)、樟原B地区(Ⅱ－2426)、江波地区(Ⅱ－2427)、江波B地区(Ⅱ－2428)、江波C地区(Ⅱ－2429)、夏明地区(Ⅱ－2430)、夏明B地区(Ⅱ－2431)、下屋住B地区(Ⅱ－2432)、山口B地区(Ⅱ－2433)、山口C地区(Ⅱ－2434)、山口D地区(Ⅱ－2435)、松原B地区(Ⅱ－2436)、岡地区(Ⅱ－2437)、宮原B地区(Ⅱ－2438)、川中C地区(Ⅱ－2439)、川中D地区(Ⅱ－2440)、川中E地区(Ⅱ－2441)、古用瀬D地区(Ⅱ－3607)、古用瀬C地区(Ⅱ－人工2002)

2 変更した年月日 平成25年3月12日

### 鳥取県告示第185号

平成21年鳥取県告示第195号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備えて縦覧に供する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 図面を変更した土砂災害警戒区域

下井谷川(Ⅰ－1－1－14－1)、ハウニンの谷川(Ⅰ－1－1－14－2)、津無谷川(Ⅰ－1－1－14－3)、地蔵谷川(Ⅰ－1－1－14－4)、葛谷川(Ⅰ－1－1－14－5)、ピッポウ谷川(Ⅰ－1－1－14－6)、万蔵谷川(Ⅰ－1－1－14－7)、恩谷川(Ⅰ－1－1－14－9)、小田谷川(Ⅰ－1－1－14－10)、細尾谷川(Ⅰ－1－1－14－11)、余戸谷川(Ⅰ－1－1－14－12)、下尾際谷川(Ⅰ－1－1－14－13)、クレン谷川(Ⅰ－1－1－14－14)、佐治川(Ⅰ－1－1－14－15)、上尾際谷川(Ⅰ－1－1－14－16)、



尾際谷川（Ⅰ－１－１－１４－１７）、河本川（Ⅰ－１－１－１４－１８）、河谷川（Ⅰ－１－１－１４－１９）、春谷川（Ⅰ－１－１－１４－２０）、西光明谷川（Ⅰ－１－１－１４－２１）、客谷川（Ⅰ－１－１－１４－２２）、東谷川（Ⅰ－１－１－１４－２３）、木合谷川（Ⅰ－１－１－１４－２４）、西谷川（Ⅰ－１－１－１４－２５）、津野谷川（Ⅰ－１－１－１４－２６）、大谷奥川（Ⅰ－１－１－１４－２７）、河井谷川（Ⅰ－１－１－１４－２８）、下モ谷川（Ⅰ－１－１－１４－２９）、淵尻谷川（Ⅰ－１－１－１４－３０）、小原谷川（Ⅰ－１－１－１４－３１）、上寺尾谷川（Ⅰ－１－１－１４－３２）、長沢の谷川（Ⅰ－１－１－１４－３３）、宮谷川（Ⅰ－１－１－１４－３４）、イヤノ谷川（Ⅰ－１－１－１４－３５）、寺谷川（Ⅰ－１－１－１４－３６）、上葛谷川（Ⅱ－１－１－１４－２）、南尾際谷川（Ⅱ－１－１－１４－５）、下中谷川（Ⅱ－１－１－１４－６）、中谷川（Ⅱ－１－１－１４－７）、栃原谷川（Ⅱ－１－１－１４－９）、上大井谷川（Ⅱ－１－１－１４－１０）、上万蔵谷川（Ⅱ－１－１－１４－１１）、下山根川（Ⅱ－１－１－１４－１２）、下モ裏川（Ⅱ－１－１－１４－１３）、尾続谷川（Ⅱ－１－１－１４－１４）、北谷川（Ⅱ－１－１－１４－１５）、栃原Ａ地区（Ⅰ－４９７）、中Ａ地区（Ⅰ－４９９）、中Ｂ地区（Ⅰ－５００）、尾際Ａ地区（Ⅰ－５０１）、尾際Ｂ地区（Ⅰ－５０２）、尾際Ｃ地区（Ⅰ－５０３）、尾際Ｄ地区（Ⅰ－５０４）、余戸第２地区（Ⅰ－５０５）、余戸Ｂ地区（Ⅰ－５０６）、余戸Ｃ地区（Ⅰ－５０７）、余戸地区（Ⅰ－５０８）、春谷地区（Ⅰ－５１０）、家の下地区（Ⅰ－５１１）、加茂地区（Ⅰ－５１２）、福園Ａ地区（Ⅰ－５１３）、福園Ｂ地区（Ⅰ－５１４）、加瀬木Ｂ地区（Ⅰ－５１５）、湊尻Ａ地区（Ⅰ－５１６）、加瀬木地区（Ⅰ－５１７）、高山地区（Ⅰ－５１８）、加瀬木Ｃ地区（Ⅰ－５１９）、湊尻Ｂ地区（Ⅰ－５２０）、加瀬木Ｄ地区（Ⅰ－５２１）、森坪地区（Ⅰ－５２２）、津無Ｂ地区（Ⅰ－５２４）、上葛谷地区（Ⅰ－５２６）、葛谷Ｂ地区（Ⅰ－５２７）、葛谷Ｃ地区（Ⅰ－５２８）、葛谷Ｄ地区（Ⅰ－５２９）、津無Ｃ地区（Ⅰ－１３０７）、小原地区（Ⅰ－１３０８）、尾際Ｅ地区（Ⅰ－１３０９）、尾際Ⅰ地区（Ⅰ－１５５７）、河本地区（Ⅰ－１５５８）、細尾地区（Ⅰ－１５５９）、春谷Ａ地区（Ⅰ－１５６０）、加茂Ｃ地区（Ⅰ－１５６１）、畑地区（Ⅰ－１５６２）、津野地区（Ⅰ－１５６７）、加瀬木Ｆ地区（Ⅰ－人工１８）、高山Ａ地区（Ⅰ－人工１９）、湊尻Ｃ地区（Ⅰ－人工２１）、津無Ａ地区（Ⅰ－人工２２）、津無Ｇ地区（Ⅰ－人工２３）、津無Ｄ地区（Ⅱ－２４４２）、葛谷Ｅ地区（Ⅱ－２４４３）、栃原Ｂ地区（Ⅱ－２４４４）、栃原Ｄ地区（Ⅱ－２４４６）、中Ｃ地区（Ⅱ－２４４７）、中Ｄ地区（Ⅱ－２４４８）、尾際Ｇ地区（Ⅱ－２４５０）、尾際Ｈ地区（Ⅱ－２４５１）、加茂Ｂ地区（Ⅱ－２４５２）、中Ｅ地区（Ⅱ－３５９５）、中Ｆ地区（Ⅱ－３５９６）、尾際Ⅱ地区（Ⅱ－３５９７）、加茂Ｄ地区（Ⅱ－３５９８）、加瀬木Ｅ地区（Ⅱ－３５９９）、古市地区（Ⅱ－３６００）、古市Ａ地区（Ⅱ－３６０１）、刈地地区（Ⅱ－３６０２）、葛谷Ｆ地区（Ⅱ－３６０３）、葛谷Ｇ地区（Ⅱ－３６０４）、津無Ｅ地区（Ⅱ－３６０５）、津無Ｆ地区（Ⅱ－３６０６）

２ 変更した年月日 平成25年3月12日

## 鳥取県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

### (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

### (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

谷ノ奥川（Ⅰ－１－１－１３－４）、小谷川（Ⅰ－１－１－１３－５）、下平川（Ⅰ－１－１－１３－６）、野間谷川（Ⅰ－１－１－１３－７）、旭谷川（Ⅰ－１－１－１３－８）、旭ヶ丘谷川（Ⅰ－１－１－１３－９）、北用瀬谷川（Ⅰ－１－１－１３－１０）、用瀬谷川（Ⅰ－１－１－１３－１３）、イヤ谷川（Ⅰ－１－１－１３－１６）、山ノ谷川（Ⅰ－１－１－１３－１８）、東古谷川（Ⅰ－１－１－１３－２２）、金屋下谷川（Ⅰ－１－１－１３－２３）、

樟原谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－25）、上樟原谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－26）、洗足谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－27）、川中谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－28）、宮原谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－31）、下宮原谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－32）、西谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－33）、山口谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－34）、下ヶ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－35）、西ヶ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－36）、水尾谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－37）、西江谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－38）、大久保谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－39）、持谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－40）、左夏明谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－41）、右夏明谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－42）、芋ヶ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－43）、大林川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－45）、鹿の谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－47）、奥家谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－51）、妙見谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－54）、一ノ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－55）、大宝谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－56）、上エノ山谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－61）、堤谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－65）、柚谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－66）、上美フケ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13－68）、馬路谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－Ⅰ）、瀬谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－Ⅲ）、三本松谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－Ⅳ）、尾花谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－Ⅵ）、小畑谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－Ⅻ）、下水尾谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－Ⅼ）、北江谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－Ⅽ）、釜谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－Ⅾ）、青滑谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－ⅰ）、才ヶ谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－⅑）、梨木谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－⅒）、向イ原谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－13－⅓）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

山根地区（Ⅰ－483）、向イ田地区（Ⅰ－484）、下屋住地区（Ⅰ－485）、山口地区（Ⅰ－486）、川中地区（Ⅰ－487）、宮原地区（Ⅰ－488）、樟原地区（Ⅰ－489）、上ノ坂道地区（Ⅰ－490）、川崎地区（Ⅰ－491）、小谷川地区（Ⅰ－492）、岩山地区（Ⅰ－493）、用瀬地区（Ⅰ－494）、美成地区（Ⅰ－495）、馬路地区（Ⅰ－496）、塚の原地区（Ⅰ－1134）、旭ヶ丘地区（Ⅰ－1135）、下平地区（Ⅰ－1136）、下土居地区（Ⅰ－1137）、鷹狩地区（Ⅰ－1300）、鷹狩B地区（Ⅰ－1301）、馬路B地区（Ⅰ－1302）、用瀬B地区（Ⅰ－1303）、松原地区（Ⅰ－1304）、青滑地区（Ⅰ－1305）、川中B地区（Ⅰ－1306）、田尻地区（Ⅰ－人工15）、マチ浦地区（Ⅰ－人工17）、鷹狩C地区（Ⅱ－2410）、鷹狩D地区（Ⅱ－2411）、下平B地区（Ⅱ－2412）、岩山B地区（Ⅱ－2413）、用瀬C地区（Ⅱ－2414）、用瀬D地区（Ⅱ－2415）、用瀬E地区（Ⅱ－2416）、用瀬F地区（Ⅱ－2417）、古用瀬地区（Ⅱ－2418）、上土居地区（Ⅱ－2419）、奥家奥地区（Ⅱ－2420）、奥家奥B地区（Ⅱ－2421）、家奥地区（Ⅱ－2422）、家奥B地区（Ⅱ－2423）、鹿の子地区（Ⅱ－2424）、金屋地区（Ⅱ－2425）、樟原B地区（Ⅱ－2426）、江波地区（Ⅱ－2427）、江波B地区（Ⅱ－2428）、江波C地区（Ⅱ－2429）、夏明地区（Ⅱ－2430）、夏明B地区（Ⅱ－2431）、下屋住B地区（Ⅱ－2432）、山口B地区（Ⅱ－2433）、山口C地区（Ⅱ－2434）、山口D地区（Ⅱ－2435）、松原B地区（Ⅱ－2436）、岡地区（Ⅱ－2437）、宮原B地区（Ⅱ－2438）、川中C地区（Ⅱ－2439）、川中D地区（Ⅱ－2440）、川中E地区（Ⅱ－2441）、古用瀬D地区（Ⅱ－3607）、古用瀬C地区（Ⅱ－人工2002）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第187号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

下井谷川（Ⅰ-1-1-14-1）、ハウニンの谷川（Ⅰ-1-1-14-2）、葛谷川（Ⅰ-1-1-14-5）、ピッポウ谷川（Ⅰ-1-1-14-6）、万蔵谷川（Ⅰ-1-1-14-7）、恩谷川（Ⅰ-1-1-14-9）、小田谷川（Ⅰ-1-1-14-10）、余戸谷川（Ⅰ-1-1-14-12）、下尾際谷川（Ⅰ-1-1-14-13）、クレン谷川（Ⅰ-1-1-14-14）、佐治川（Ⅰ-1-1-14-15）、上尾際谷川（Ⅰ-1-1-14-16）、尾際谷川（Ⅰ-1-1-14-17）、河本川（Ⅰ-1-1-14-18）、河谷川（Ⅰ-1-1-14-19）、西光明谷川（Ⅰ-1-1-14-21）、木合谷川（Ⅰ-1-1-14-24）、西谷川（Ⅰ-1-1-14-25）、津野谷川（Ⅰ-1-1-14-26）、河井谷川（Ⅰ-1-1-14-28）、下モ谷川（Ⅰ-1-1-14-29）、淵尻谷川（Ⅰ-1-1-14-30）、小原谷川（Ⅰ-1-1-14-31）、上寺尾谷川（Ⅰ-1-1-14-32）、宮谷川（Ⅰ-1-1-14-34）、イヤノ谷川（Ⅰ-1-1-14-35）、寺谷川（Ⅰ-1-1-14-36）、上葛谷川（Ⅱ-1-1-14-2）、南尾際谷川（Ⅱ-1-1-14-5）、中谷川（Ⅱ-1-1-14-7）、上万蔵谷川（Ⅱ-1-1-14-11）、下山根川（Ⅱ-1-1-14-12）、尾続谷川（Ⅱ-1-1-14-14）、北谷川（Ⅱ-1-1-14-15）

## (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

## 2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

栃原A地区（Ⅰ-497）、中A地区（Ⅰ-499）、中B地区（Ⅰ-500）、尾際A地区（Ⅰ-501）、尾際B地区（Ⅰ-502）、尾際C地区（Ⅰ-503）、尾際D地区（Ⅰ-504）、余戸第2地区（Ⅰ-505）、余戸B地区（Ⅰ-506）、余戸C地区（Ⅰ-507）、余戸地区（Ⅰ-508）、春谷地区（Ⅰ-510）、家の下地区（Ⅰ-511）、加茂地区（Ⅰ-512）、福園A地区（Ⅰ-513）、福園B地区（Ⅰ-514）、加瀬木B地区（Ⅰ-515）、淵尻A地区（Ⅰ-516）、加瀬木地区（Ⅰ-517）、高山地区（Ⅰ-518）、加瀬木C地区（Ⅰ-519）、淵尻B地区（Ⅰ-520）、加瀬木D地区（Ⅰ-521）、森坪地区（Ⅰ-522）、津無B地区（Ⅰ-524）、上葛谷地区（Ⅰ-526）、葛谷B地区（Ⅰ-527）、葛谷C地区（Ⅰ-528）、葛谷D地区（Ⅰ-529）、津無C地区（Ⅰ-1307）、小原地区（Ⅰ-1308）、尾際E地区（Ⅰ-1309）、尾際I地区（Ⅰ-1557）、河本地区（Ⅰ-1558）、細尾地区（Ⅰ-1559）、春谷A地区（Ⅰ-1560）、加茂C地区（Ⅰ-1561）、畑地区（Ⅰ-1562）、津野地区（Ⅰ-1567）、加瀬木F地区（Ⅰ-人工18）、高山A地区（Ⅰ-人工19）、淵尻C地区（Ⅰ-人工21）、

津無A地区（Ⅰ－人工22）、津無G地区（Ⅰ－人工23）、津無D地区（Ⅱ－2442）、葛谷E地区（Ⅱ－2443）、  
栃原B地区（Ⅱ－2444）、栃原D地区（Ⅱ－2446）、中C地区（Ⅱ－2447）、中D地区（Ⅱ－2448）、尾際  
G地区（Ⅱ－2450）、尾際H地区（Ⅱ－2451）、加茂B地区（Ⅱ－2452）、中E地区（Ⅱ－3595）、中F地  
区（Ⅱ－3596）、尾際J地区（Ⅱ－3597）、加茂D地区（Ⅱ－3598）、加瀬木E地区（Ⅱ－3599）、古市地  
区（Ⅱ－3600）、古市A地区（Ⅱ－3601）、刈地地区（Ⅱ－3602）、葛谷F地区（Ⅱ－3603）、葛谷G地区  
（Ⅱ－3604）、津無E地区（Ⅱ－3605）、津無F地区（Ⅱ－3606）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第188号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成25年5月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年3月12日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

1 申請のあった年月日

平成25年3月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人とっとり観光ガイドセンター

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山根 奈津子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市大杵47-17

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、市民および観光客に対して、観光に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

(1) 総会の権能

(2) 定款の変更

### 鳥取県告示第189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月12日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人だんのさと	デイサービスセンター暖の里	鳥取市吉岡温泉町52-1	平成25年3月1日	通所介護

**鳥取県告示第190号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人日翔会	ケアプランセンター日翔会	日野郡日野町根雨899-1	平成25年3月21日

**鳥取県告示第191号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
医療法人社団日翔会	日翔会居宅介護支援事業所	日野郡日野町根雨899-1	平成25年3月1日	平成25年3月31日

**鳥取県告示第192号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成25年5月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年3月12日

鳥取県日野総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日  
平成25年3月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人夢太陽
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

西村 學文

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

日野郡日南町笠木153-1

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、日野郡日南町の過疎地における公共交通機関の利用が困難である地域の高齢者、子供をはじめとする住民に対し、交通の便益を提供するとともに、安全パトロールなどを通じ、当該地域の住民が、安全で住みやすく、賑わいのある町づくりの推進に寄与することを目的とする。

## 6 定款の変更事項

(1) 事業

(2) 総会の議決及び議事録

(3) 定款の変更

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年3月12日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

## (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年4月8日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
平成25年4月21日 午前9時から午前 11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃
平成25年4月22日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成25年4月22日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

## ア 小口径ライフル銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年4月20日 午前10時から午後 3時まで	西伯郡南部町猪小路806 鳥取県営ライフル射撃場	小口径ライフル 銃射撃	22ロングライフル のライフル弾	4人

## イ 大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年4月16日 午前9時から午後 2時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	6人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料 12,300円

## (2) 納付方法

- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量  
レンタカー賃貸借 147台
- (2) 調達案件の仕様  
入札説明書による。
- (3) 納車及び返納場所

米子市東福原八丁目27-1

鳥取県立米子産業体育館第二駐車場

(4) 貸借期間

平成25年5月21日（火）正午から同月28日（火）午後6時までとする。

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年3月12日（火）から同年4月10日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年3月27日（水）午後5時までに4の(3)の場所に提出すること。

(4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

(2) 仕様書に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警備部警衛対策課

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年3月12日（火）から同月21日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(5) 郵便等による入札



可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年4月10日（水）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月9日（火）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納車しようとするレンタカーが入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年4月1日（月）午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。